

## 魅力ある事業所づくり補助金交付要綱

### (総則)

第1条 魅力ある事業所づくり補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、市内の中小製造事業者が従業員の福利厚生の上昇のために、事業所内において設備又は施設の整備を行うことを支援し、若年層離れの軽減を図るとともに、安定的な雇用の確保および定着を促進することにより、中小製造業の魅力向上ならびに持続的発展を促し、さらには市内経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業 総務大臣が定める日本標準産業分類に定める製造業をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定するもの（個人事業主を除く。）をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者とする。

- (1) 市内に事業所及び製造拠点を有し、製造業に属する事業を主たる事業として営んでいること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする対象経費について、同様の趣旨の他の補助金等の交付（国、県その他団体によるものを含む。）を受けていないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該中小企業者の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

### (補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、従業員の福利厚生の上昇に資する別表第1に定める整備を行う事業であって、当該整備が設備又は施設の新設、改修、更新又は修繕の工事を伴うものとする。ただし、専ら生産活動の用に供する

設備又は施設の整備及び物品の設置又は交換のみを行うものは除く。

- 2 補助の対象となる事業は、交付決定日以降に着手し、当該交付決定日の属する年度の末日までに規則第10条に定める実績報告を行う事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表第2に定める経費とする。

- 2 前項の経費は、市内に本店、支店または営業所等を有する事業者に発注したものに限る。

(補助金額)

第7条 補助金は、予算の範囲内において、前条に規定する経費の総額に2分の1を乗じて得た額とし、500万円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(申請書の添付書類)

第8条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。ただし、同一中小企業者からの申請は、1年度につき1回限りとする。

(1) 企業の概要書

(2) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し

(3) 直近の歳入歳出決算書抄本

(4) 市税の納付を証する書類。ただし、補助金の交付を受けようとする者が、市長が補助金の交付の決定に必要な限度において当該者の市税の納付に関する事項について調査することに同意する場合は、省略することができる。

(4) 設備又は施設の整備を行う箇所が確認できる書類、図面、写真等

(5) 補助事業に係る経費の内訳が確認できる書類

(6) 当該会社の役員の名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した一覧表

(7) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第9条 規則第10条に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 収支報告書

(2) 補助事業に係る領収書等の写し

(3) 補助事業の状況を明らかにした書類、図面、写真等

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、速やかに現地確認を行うものとする。

(財産処分の制限)

第10条 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める各財産の耐用年数とする。

- 2 前項の期間の始期は、規則第10条に規定する書類の提出があった日とする。

(その他の事項)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区分	内容
補助対象事業	(1) トイレの整備 (2) 更衣室の整備 (3) 休憩室の整備 (4) 食堂の整備 (5) 給湯室の整備 (6) 授乳室の整備 (7) 浴室の整備 (8) その他市長が従業員の福利厚生の上昇に資すると認める設備又は施設の整備

別表第2（第6条関係）

区分	内容
補助対象経費	(1) 工事請負費 (2) 既存設備の撤去、解体及び処分費 (3) 設計費及び工事監理費 (4) 法令に基づき必要となる申請、検査等の手数料 (5) 仮設工事費、養生費、その他附帯工事費 (6) 別表第1に定める補助対象事業を自ら施工する場合における、当該整備に直接使用する資材等の購入費
補助対象外経費	(1) 専ら生産活動の用に供する設備又は施設に係る経費 (2) 備品、消耗品その他容易に移動又は交換が可能なものの購入費（ただし、別表第1に定める補助対象事業を自ら施工する場合における資材等の購入費を除く） (3) 土地の取得費、造成費又は賃借料 (4) 維持管理費、清掃費、その他施設の運用に係る経費 (5) 交付決定前に着手した工事に係る経費 (6) その他市長が不適当と認める経費